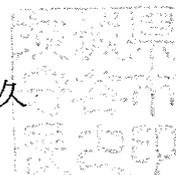


守谷市告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年2月27日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	10	土塔前第一号	守谷市百合ヶ丘二丁目 字土塔前の一部	約0.25ha
新		生産緑地地区		約0.17ha
旧	11	土塔前第二号	守谷市百合ヶ丘三丁目 字土塔前の一部	約0.07ha
新		生産緑地地区		廃止

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画生産緑地地区の変更
(守谷市決定)

計 画 書

令和元年度

守 谷 市

取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備 考			
	番号	名 称	面積	そ の 他
約 3.0 ha	1	新町生産緑地地区	約 0.07 ha	
	3	籠山生産緑地地区	約 0.07 ha	
	4	御茶屋下生産緑地地区	約 0.09 ha	
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha	
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha	
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	12	土塔前第三号生産緑地地区	約 0.05 ha	
	14	御所ヶ丘生産緑地地区	約 0.08 ha	
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha	
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha	
	21	薬師台第一号生産緑地地区	約 0.06 ha	
	22	薬師台第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha	
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha	
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha	
32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha		
33	松ヶ丘第四号生産緑地地区	約 0.08 ha		
34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha		

面積	備 考			
	番号	名 称	面積	そ の 他
	35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	36	ひがし野第一号生産緑地地区	約 0.18 ha	

・「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・理由 今回変更しようとする土塔前第一号生産緑地地区及び土塔前第二号生産緑地地区は、生産緑地法第14条による地区内における行為の制限解除に伴い区域、面積に変更が生じたことから、生産緑地地区を変更するものです。

取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

【変更内容】

全体面積 3.13ha → 2.98ha
地区数 26箇所 → 25箇所

【変更理由】

土塔前第1号生産緑地地区は、土地の一部を生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限を解除したため、都市計画の変更を行う。

土塔前第2号生産緑地地区は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限を解除したため都市計画の変更を行う。

